

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

70歳にして再婚したいのですが、
子供二人が納得してくれるかどうか…

私は開業医で、まもなく70歳になります。

30歳の時に見合い結婚した妻は7歳下で、やはり開業医の娘でした。一男一女に恵まれ、円満な結婚生活でしたが、急な病で50歳で亡くなりました。

子供2人はすでに独立して、たし、私は一人では寂しいし生活も不自由なので、当時馴染みの女性と夫婦同然の関係になりました。いわゆる飲み屋の女将で学歴もあまりないのですが、明るくて真面目で、何より若くて綺麗でした。互いに親子ほど年が違うし、世間体もあって、籍は入れないまま10年以上が経ちました。今では孫も加えて一

緒に食事をしたり旅行に行くような関係です。

子供はあえて作らなかつたわけではないのですが、私が高齢だったせいか、出来ませんでした。彼女は子供を欲しがって、たし、もしかしたら他の男とも関係があったかもしれませんが、とがめ立てをする気はありません。

最近、彼女は私と結婚したいと言うようになりました。45歳

になり、将来が不安なのでしよう。私にしてももう年の差を気にすることはないし、それよりも将来の介護を考えると、籍を入れておいたほうがうんと安心です。

残る問題は私亡き後の相続です。不動産、預貯金、株など、総額で10億円位にはなると思いますが、彼女が半分貰うことに子供二人が納得してくれるかどうか、です。



当事者同士の問題ですので、結婚してよいと思います。
遺産問題は、生前贈与や遺言書などで解決を。

若くて綺麗で性格の良い奥様といい、多額の遺産といい、端で見ている分にはなんとも羨ましいお悩みとしかいえませんが(笑)。

結婚は当事者同士の問題なので、ご相談者が相手を心から信頼し、籍を入れてもよいと考えるならば、そうされたらよいと思います。もともと、周囲の了解があるに越したことはないですよ。子供さんやお孫さんに距離を置かれると、老後が少し寂しくなってしまうから。

ただ、もし子供さんが反対をするとして、では将来父親の介護をしてくれるかと言うと、そうではないだろうと思います。高齢者の再婚に一番のネックは相続ですが、ご相談者の場合も子供さんにとっては5億円が2億5000万円になり、額の大きな隔たりが生じます。もちろんそれでも多額な遺産ですが、後妻の場合は実母と違い、その取り分はいずれ赤の他人の後妻の兄弟ないし甥姪に行ってしまうので、納得できない気持ちは分かります。

しかし、遺産分けの問題であればそれなりに解決方法はあると思います。1つは子供さんに相応分を生前贈与しておく手です。その額は特別受益として遺産分割時に考慮されますが、4分の1の超過分を戻す必要はないからです。もちろん贈与税はかかります。

別の手立ては遺言書を作成して、妻の取り分を4分の1まで下げることです。ただし、今後株を解約したり口座を解約したり不動産を売ったりして遺産が大きく変わる時には、遺言書を

作り直すことをお勧めします。

究極は、奥様と子供(あるいは孫)が養子縁組を結ぶという手です。そうすれば、奥様が将来受け取る遺産は最後にご相談者の親族に行くので、納得の度合いが違います。とはいえもちろんこれは互いの意思が合致しなければならず、親子関係には権利だけではなく扶養義務も生じるので、そう簡単でないかもしれません。

話し合いがうまくいって、幸せな老後を送れるよう祈ります。